

# 視点



## 農政をめぐる情勢と話題

### 誰のための基本法改正か

農的社会デザイン研究所代表 蔦谷 栄一

#### 逃した？ラストチャンス

政審議会・検証部会での議論を含めると、約二年を経て食料・農業・農村基本法の改正案が成立した。

食料安全保障や環境との調和についての理念や施策、多様な農業者や農福連携等の施策が盛り込まれるなど、情勢変化等を踏まえて新たな動きも盛り込まれてはいる。しかしながら全体としては既存の効率化・大規模化への拘泥に変化はなく、二五年ぶりの基本法の改正とはいえず、従来路線による農政展開必至の中身だ。

この六〇年程の間に約三分の農地が減少し、さらにこの二〇年程で農業従事者は三分の二も減少。そして現状、基幹的農業従事者に占める七〇歳以上の割合は六割弱に及び、その多くは後期高齢者となった団塊世代によって支えられている。その団塊世代のリタイ

アが本格化しつつある中で、基本法改正論議であり、改正基本法の成立である。

率直に言って、今回基本法改正は日本農業の危機を打開していく最後のチャンスであると感じていたが、この絶好の機会が活かされることなく終わってしまったと理解せざるを得ない。

#### 回避された所得補償

担い手不足はきわめて深刻であり、若者の就農を促していくためには一定以上の所得が安定的に得られ、将来見通しが立つことが前提であり、所得補償の必要性が強く叫ばれてきた。これに対し改正基本法では合理的価格の形成を実現していくことが明記された。これは流通や消費者の負担によって生産コストをカバーしていくものであるが、価格自由化の下で、言つべくして実現はきわめて難しい。このために多大の時間

とエネルギーを費やすことを考えると、合理的価格の形成を横に置いてでも、所得補償を優先すべきであったのに、これを回避。先行きの見通し獲得は困難だ。

#### 付帯決議と改正法の落差

こうした問題を含めて国会で論戦が行われたが、野党提案はほとんど反映されることはなく、結果としてその多くは付帯決議として明記されるにとどまった。これを見てみると、その前文では「食料自給率は一度も目標が達成されたことがない。」との率直な反省が書き込まれるとともに、農業所得の向上、障害者等も貴重な農業人材であること、食育の重要性、人権やアニマルウェルフェア、生物多様性の保全、有機農業の推進、安定的な種子の供給、都市農業の推進等が明記されている。

これらのはほとんどは改正

案には盛り込まれなかったものの、その必要性、重要性については与党も認めざるを得なかったものと理解されるが、まさにこれらの多くは今後の日本農業のあり方、方向性を大きく左右する重要課題ばかりだ。

なお、付帯決議の中の「農業所得の向上」は、立憲民主党と国民民主党は所得補償を求めているのに対し、与党は「所得補償」ではなく「農業所得の向上」という表現で手打ちしたことは特記しておきたい。

#### 付帯決議を楯に働きかけ

このように積み残した重要課題は多く、できるだけ早くさらなる基本法の改正に向けた動きが必要とされることになる。付帯決議は改正基本法そのものではなく、法的な裏付けはないものの、当分の間は「国会の意思」としてこの付帯決議を楯に、基本計画策定の中で提案を繰り返していくことによって日本農業の維持・再生を働きかけていくことが残された途なのかもしれない。

#### ほしかった畜産論議

あわせて残念であったのが、基本法改正論議の中で畜産が取り上げられることがほとんどなかったことだ。畜産の産出額は三、五兆円（二〇二二年数値）と農業産出額三九%を占め、米・野菜を大きく上回る。その畜産は酪農危機に象徴されるように存続の危機に晒されている。畜産の将来を確保していくためにも、担い手の確保や農地・草地の活用、耕畜連携等、農業と畜産を一体化した議論が展開されてしかるべき情勢にある。

またSDGsが叫ばれる中、畜産が抱える屠畜や副産物の処理等は、環境変化等から原皮業者等の経営は「瀕死の重傷」状態にあり、また困難化している施設の更新や用地の確保等が大課題になっている。

畜産には独特な問題もあって別扱いにされてきた歴史があつたのことに推測されるが、農業の憲法とも言われる基本法の改正であり、国会審議を通じて抱えている問題、構図を明らかにし、まずは国民に実情を知らせることが大事ではないか。